

昭和二十九年法律第百十号

株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、株式会社以外の法人(以下「法人」という。)について、資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第一百九条の規定による再評価積立金の資本への組入に関する必要な事項を定めるものとする。

第二条 法人が再評価積立金を資本(払込済の出資の総額をいう。以下同じ。)に組み入れるには、定款変更の場合と同様の決議によらなければならない。(出資口数の増加)

第三条 法人が再評価積立金を資本に組み入れる場合においては、その資本に組み入れる金額を出資一口の金額(第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる旨を定めた場合における出資の端数が生じた金額)で除して得た数に相当する出資の総口数が増加するものとし、各出資者の出資口数は、それぞれ、その現に有する出資口数に応じて増加するものとする。但し、各出資者の増加する出資口数に一口未満の端数を生ずるときは、当該出資者については、その端数の出資口数の増加はないものとする。

(端数口数の売却等)

第四条 法人は、次条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる旨を定めた場合を除くの外、前条但書の端数が生じた場合においては、第二条の決議の日から起算して二週間に以内に、その端数の合計数に相当する口数の出資を、法令又は定款の規定により出資者となることができる者に対し、適正な価額で売却しなければならない。この場合においては、売却した出資の対価に相当する金額を、前条但書の規定により端数の出資口数の増加がないこととなつた出資者に対し、その端数に応じて分配しなければならない。

第五条 第二条の決議に際しては、出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませる旨を定めるこ
れられないなかつたものとみなす。(払込を伴う資本組入)

第六条 法人は、前条第一項の規定により出資一口の金額の一部を出資者に払い込ませる旨を定めた場合においては、出資者に対し、同項の決議の内容を遅滞なく通知しなければならない。

第七条 法人は、第五条第一項の規定により出資一口の金額の一部を払い込ませる場合において、出資者との出資口数に一口未満の端数が生ずるときは、その端数の合計数に相当する出資口数についての出資者(端数口数又は払込のない口数)に対する権利を与えられないものとする。

(出資口数の保有限度の特例)

第八条 法人(株式会社又は合資会社による資本組入)の增加(再評価積立金の資本への組入を含む。)による出資の総口数と第三条の規定により増加する出資の総口数との比率、払込金額及び払込期日をも定めなければならない。

(出資口数の保有限度の特例)

第九条 第四条第二項又は第七条第五項の規定により資本に組み入れられない金額が生じた場合において、出資者の出資口数が法令に定める一

九月六日(一日)から施行する。

(附則)抄

第十一条 合名会社又は合資会社が再評価積立金を資本に組み入れる場合には、当該積立金を社員の出資の履行をしていない部分に充ててはならない。

(資本組入等による変更の登記)

第十二条 合資会社の再評価積立金の資本組入による変更の登記の申請書には、再評価積立金の存在を証する書面を添付しなければならない。

(所得計算の特例)

第十三条 第四条第一項の規定による売却又は第

七条第一項の規定による募集による収入金のうち、第四条第一項後段又は第七条第四項の規定により分配すべき金額は、法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)又は地方税法(昭和二十一年法律第二百二十六号)の規定による各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない。

(附則)抄

第十四条 第四条第一項後段又は第七条第四項の規定による分配した金額は、法人税法又は地方税法の規定による各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入しない。

(附則)抄

第十五条 第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例によ

る。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(附則)抄

第二条 この法律は、昭和三八年七月九日法律第十二号(昭和三八年七月九日法律第十二号)抄

第三条 この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。

(附則)抄

第四条 この法律の施行前に株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律第二条の決議があつたときは、この法律の施行後も、なお前条の規定による改正前の同法第八条の規定を適用する。

(附則)抄

第五条 この法律は、昭和三九年四月一日から施行する。

(附則)抄

第六条 この法律は、昭和三七年四月一〇日法律第八号(昭和三七年四月一〇日法律第八号)抄

第七条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(附則)抄

第八条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(附則)抄